

山形県教員「指標」(改正案)に対する意見募集の予告

山形県教育委員会では、教育公務員特例法第22条の3の規定に基づき、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化した「山形県教員『指標』」を定めております。この度、文部科学省の調査研究協力者会議において、養護教諭、栄養教諭の資質能力の向上に関する議論が進められ、標準的な職務の内容等が通知されたことなどに伴い、同「指標」を改正することとしております。

下記の時期に本ホームページ上でパブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

1 意見募集の予定時期

令和5年2月下旬から3月中旬

2 問合せ先

山形県 教育局教育政策課 企画調整担当

電 話 023-630-2692